



2産技第242号
令和2年(2020年)10月5日

環 境 部 長 様

産 業 労 働 部 長

令和2年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について（通知）

このことについて、別添「高圧ガス保安活動促進週間実施要領」のとおり実施されます。

本週間にあわせて、産業廃棄物処理業者、廃品回収業者等に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いに関する事項について、別紙注意事項を活用するなどして周知についてご配意願います。

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 担 当 | 産業技術課産業保安係 西原 快英(参事兼課長) 上原 涼真(担当) |
| 内 線 | 2975 |
| ファクシミリ | 026-235-7197 |
| 電子メール | sangi@pref.nagano.lg.jp |

(別紙)

高圧ガス容器の取扱いにおける注意事項

高圧ガス容器は、漏洩、爆発のおそれがあるため、取扱いにあたっては、以下の事項に特に注意して取扱ってください。

○高圧ガスの移動について

高圧ガスを移動する際は、高圧ガス保安法第 23 条に規定される移動の基準を遵守すること。

○高圧ガスの貯蔵について

高圧ガスを貯蔵するときは、高圧ガス保安法第 15 条に規定される貯蔵の基準を遵守すること。

○高圧ガス容器のくず化について

高圧ガス容器をくず化するときは、高圧ガス保安法第 56 条（基本通達、個別通達）に規定される基準を遵守すること。

（例）

- ・ 高圧ガス容器をくず化するときは、通風の良い火気のない場所において、ガスを放出し、水により置換した後にくず化すること。
- ・ 高圧ガス容器のくず化は、容器の胴部が扁平になるまでプレスするか、2 個以上になるまで切断し、再使用できないようにすること。
- ・ 残ガスを排除した容器は、排除していない容器と混同しないように区分して容器置場におくこと。

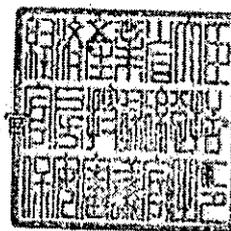
経済産業省

20170828 保局第 1 号

高圧ガス保安活動促進週間実施要領を次のように定める。

平成 29 年 9 月 15 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議



高圧ガス保安活動促進週間実施要領

1 目 標

事故の発生状況は依然として高止まりの状況が続いている。従って高圧ガスに係る保安の確保については、引き続き最大限の努力が必要であり、次の事項を重点目標として、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ① 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ② 各事業所において、IoT・ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う。
- ③ 非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- ④ 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- ⑤ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ⑥ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑦ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑧ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑨ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- ② 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発

2 期 間

毎年10月23日から10月29日までの期間を高圧ガス保安活動促進週間とする。

3 実施事項

1に掲げる目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間中に以下の事項を中心に実施する。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ① 各事業所において、危害予防規程や作業手順等関連規定の再確認を行い、高圧ガス保安活動促進週間のポスターの掲示、電子機器の活用その他広報媒体等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認と教育・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。
- ② 経済産業省（各産業保安監督部を含む）は、非定常時を含むリスクアセスメントの理解と実施を促進し、事業者は製造工程、設備、運転等における保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立、維持することに努める。
- ③ 各都道府県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直し、大規模事業所であるコンビナート等における漏えい等の未然防止に向けた取組の推進並びに冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。
- ④ 各地域防災協議会及び関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、各都道府県及び各産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
- ⑤ 各地域防災協議会は、高圧ガスの移動に係る保安確保のため、各都道府県、各産業保安監督部及び関係団体等と連携し、容器転倒を防止するための措置、タンクローリの出発前点検及び液化ガス漏えい時の凍傷等の二次

災害を防止するために必要な備品の携行等を徹底する観点から高圧ガス移動保安講習会等を開催する。

- ⑥ 各都道府県は、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
- ⑦ 各都道府県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。
- ⑧ 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

（２）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、ラジオ広告を始めとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動を実施する。
- ② 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因、業務用換気警報器を設置する意義等を紹介したリーフレット等の配付等による広報、啓発活動等を実施する。
- ③ 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

（３）表彰関係

高圧ガスの保安に功労があった者、優良製造所等及び一般消費者等の保安を確保するために自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者等に対して表彰を実施する。